

社団法人兵庫県物産協会定款新旧対照表

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）
<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、社団法人兵庫県物産協会という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、兵庫県内の物産の振興と販路の拡大に必要な事業を企画するとともに、これを実施し、県内産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。 (1) 物産展の開催に関する事業 (2) 県内物産の宣伝及び紹介並びに販売施設の管理運営に関する事業 (3) 各種催物への参加に関する事業 (4) 県内物産を通じた都市と農山漁村との交流に関する事業 (5) 県内物産に関する情報の収集及び発信に関する事業 (6) 県内物産の展示会への助成に関する事業 (7) 県下特産館等との連携強化に関する事業 (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人〇〇〇〇と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<例：東京都〇〇区>に置く。 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及 (2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進 ： (n) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項第1号の事業は、<例1：日本全国、例2：〇〇地方、例3：〇〇県、・・・及び〇〇県、例4：〇〇県及びその周辺、例5：〇〇市、例6：本邦及び海外>、同項第2号の事業は・・・において行うものとする。</p>	<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人兵庫県物産協会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、兵庫県内の物産の振興と販路の拡大に必要な事業を企画するとともに、これを実施し、県内産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 物産展の開催に関する事業 (2) 県内物産の宣伝及び紹介並びに販売施設の管理運営に関する事業 (3) 各種催物への参加に関する事業 (4) 県内物産を通じた都市と農山漁村との交流に関する事業 (5) 県内物産に関する情報の収集及び発信に関する事業 (6) 県内物産の展示会への助成に関する事業 (7) 県内特産館等との連携強化に関する事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。</p>

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）
<p>第2章 会員 （種別）</p> <p>第5条 この法人の会員は、次に掲げる4種とする。</p> <p>(1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体</p> <p>(2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、商工会議所又は商工会</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体</p> <p>(4) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの</p> <p>（会費）</p> <p>第6条 一般会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>（入会）</p> <p>第7条 一般会員、特別会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>（退会）</p> <p>第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。ただし、未納会費があるものは、完納しなければならない。</p> <p>2 会員が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。</p> <p>(1) 禁治産者又は準禁治産者の宣告を受けたとき。</p> <p>(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。</p> <p>(3) 会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。</p> <p>（除名）</p> <p>第9条 会員がこの法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において一般会員及び特別会員の総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>第3章 社員 （法人の構成員）</p> <p>第5条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体</p> <p>(2) 特別会員</p> <p>(3) 賛助会員</p> <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>（社員の資格の取得）</p> <p>第6条 この法人の社員になろうとする者は、＜例：理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない＞。</p> <p>（経費の負担）</p> <p>第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>（任意退社）</p> <p>第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。</p> <p>（除名）</p> <p>第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>＜例＞</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p>	<p>第3章 会員 （法人の構成員）</p> <p>第5条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>(1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体</p> <p>(2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、商工会議所又は商工会</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体</p> <p>(4) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会（第11条に規定する総会をいう。以下同じ。）において推薦されたもの</p> <p>2 前項の会員のうち一般会員、特別会員及び賛助会員（以下「一般会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>（会員の資格の取得）</p> <p>第6条 この法人の一般会員等になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長（第19条に規定する会長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>（経費の負担）</p> <p>第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、一般会員等になった時及び毎年、一般会員等は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。</p> <p>（任意退会）</p> <p>第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>（除名）</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）
<p>(抛出金品の不返還) 第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。</p> <p>第4章 会議 (種別) 第17条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>(構成) 第18条 総会は、一般会員及び特別会員をもって構成する。 2 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>(権能) 第19条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。 (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。 (2) 総会に付議すべき事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(開催) 第20条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は一般会員及び特別会員の総数の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。</p> <p>(招集) 第21条 会議は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項又は第3項の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に総会又は理事会を招集しなければならない。 3 会議を招集するには、その構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。</p>	<p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>(社員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。 (2) 総社員が同意したとき。 (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。</p> <p>第4章 社員総会 (構成) 第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>(権限) 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。 <例> (1) 社員の除名 (2) 理事及び監事の選任及び解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) 不可欠特定財産の処分の承認 (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催) 第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p>	<p>(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。 (2) 総一般会員等が同意したとき。 (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。</p> <p>第4章 総会 (構成) 第11条 総会は、すべての一般会員等をもって構成する。 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任及び解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催) 第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 総一般会員等の議決権の10分の1以上の議決権を有する一般会員等は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）
<p>(議長) 第22条 総会の議長は、その総会において、出席一般会員及び特別会員のなかから選任する。 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(定足数) 第23条 会議は、総会においては一般会員及び特別会員の、理事会においては理事現在数のそれぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決) 第24条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席一般会員及び特別会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、一般会員又は特別会員として議決に加わる権利を有しない。 2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。</p> <p>(書面表決等) 第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない一般会員若しくは特別会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。</p> <p>(議事録) 第26条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 一般会員及び特別会員又は理事の現在数 (3) 会議に出席した一般会員及び特別会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。） (4) 議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及び出席した一般会員及び特別会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p>	<p>(議長) 第15条 社員総会の議長は、＜例1：当該社員総会において社員の中から選出する、例2：代表理事がこれに当たる＞。</p> <p>(議決権) 第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。</p> <p>(決議) 第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の＜例：3分の2以上＞に当たる多数をもって行う。 (1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) 不可欠特定財産の処分 (6) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録) 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(議長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(議決権) 第16条 総会における議決権は、一般会員等1名につき1個とする。</p> <p>(決議) 第17条 総会の決議は、総一般会員等の議決権の過半数を有する一般会員等が出席し、出席した当該一般会員等の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総一般会員等の半数以上であって、総一般会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事の中から議長の指名する1名は、前項の議事録に記名押印する。</p>

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）
<p>3章 役員等 （役員の種別及び選任）</p> <p>第11条 この法人に、次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人 (2) 副会長 2人 (3) 専務理事 1人 (4) 常務理事 1人 (5) 理事 20人以上25人以内（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。） (6) 監事 2人</p> <p>2 理事及び監事は、総会において選任する。 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>（役員の職務）</p> <p>第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。 3 専務理事は、常務を統括する。 4 常務理事は、常務を処理する。 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。 6 監事は、民法第59条の職務を行う。</p> <p>（役員任期）</p> <p>第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の</p>	<p>第5章 役員 （役員設置）</p> <p>第19条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 〇〇名以上〇〇名以内 (2) 監事 〇〇名以内</p> <p>2 理事のうち1名（〇名）を代表理事とする。 3 代表理事以外の理事のうち〇名を業務執行理事とする。 <代表理事、業務執行理事の役職名を理事長、常務理事とする場合> 2 理事のうち1名を理事長、〇名を常務理事とする。 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>（役員選任）</p> <p>第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>（理事の職務及び権限）</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。> 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 <理事会への報告回数を毎事業年度2回以上とする場合> 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（監事の職務及び権限）</p> <p>第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>（会計監査人の職務及び権限）</p> <p>第23条 略</p> <p>（役員任期）</p> <p>第24条 理事任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までと</p>	<p>第5章 役員 （役員設置）</p> <p>第19条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 13名以上17名以内 (2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>（役員選任）</p> <p>第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>（理事の職務及び権限）</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐する。 3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（監事の職務及び権限）</p> <p>第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>（役員任期）</p> <p>第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時ま</p>

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）
<p>残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>（役員の解任）</p> <p>第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>（役員の報酬等）</p> <p>第15条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。</p> <p>2 役員には費用を弁償することができる。</p> <p>（事務局）</p> <p>第16条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長その他の職員を置く。</p> <p>3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。</p>	<p>する。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>（役員の解任）</p> <p>第25条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>（報酬等）</p> <p>(A)</p> <p>第26条 理事及び監事に対して、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。</p> <p>(B)</p> <p>第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。</p>	<p>でとする。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>（役員の解任）</p> <p>第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>（報酬等）</p> <p>第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）
<p>再掲</p> <p>第4章 会議 （種別）</p> <p>第17条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>（構成）</p> <p>第18条 2 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>（権能）</p> <p>第19条 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。 (2) 総会に付議すべき事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>（開催）</p> <p>第20条。 3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。</p> <p>（招集）</p> <p>第21条 会議は、会長が招集する。</p> <p>（議長）</p> <p>第22条 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>（議事録）</p> <p>第26条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所 (2) 一般会員及び特別会員又は理事の現在数 (3) 会議に出席した一般会員及び特別会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。） (4) 議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した一般会員及び特別会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p>	<p>第6章 理事会 （構成）</p> <p>第27条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>（権限）</p> <p>第28条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職</p> <p>（招集）</p> <p>第29条 理事会は、代表理事が招集する。 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>（決議）</p> <p>第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>（議事録）</p> <p>第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>第6章 理事会 （構成）</p> <p>第26条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>（権限）</p> <p>第27条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職</p> <p>（招集）</p> <p>第28条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。</p> <p>（決議）</p> <p>第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>（議事録）</p> <p>第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）
<p>第5章 資産及び会計 （資産の構成）</p> <p>第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会費及び賛助会費 (2) 寄附金品 (3) 事業に伴う収入 (4) 資産から生ずる収入 (5) その他の収入 <p>（資産の管理）</p> <p>第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。</p> <p>（経費の支弁）</p> <p>第29条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>（事業年度）</p> <p>第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>（事業計画及び収支予算）</p> <p>第30条 この法人の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。</p> <p>（事業報告及び収支決算）</p> <p>第31条 この法人の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>第7章 資産及び会計 （基本財産）</p> <p>第32条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 前項の財産は、＜例：（社員総会において別に定めるところにより、）この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。＞</p> <p>（事業年度）</p> <p>第33条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。</p> <p>（事業計画及び収支予算）</p> <p>第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、社員総会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>（事業報告及び決算）</p> <p>【会計監査人を置いていない場合】</p> <p>第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 <p>＜(7) キャッシュフロー計算書＞</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号（及び第7号）の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所）、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するも</p>	<p>第7章 資産及び会計</p> <p>（事業年度）</p> <p>第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>（事業計画及び収支予算）</p> <p>第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>（事業報告及び決算）</p> <p>第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録 <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、一般会員等名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）
<p>第6章 定款の変更及び解散 （定款の変更）</p> <p>第33条 この定款は、総会において、一般会員及び特別会員の総数の3分の2以上の同意を得、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>（解散及び残余財産の処分）</p> <p>第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。</p> <p>2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、一般会員及び特別会員の総数の3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、兵庫県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。</p> <p>第7章 雑則 （委任）</p> <p>第35条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p>	<p>のとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>（公益目的取得財産残額の算定）</p> <p>第36条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p> <p>第8章 定款の変更及び解散 （定款の変更）</p> <p>第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>（解散）</p> <p>第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>（公益認定の取消し等に伴う贈与）</p> <p>第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>（残余財産の帰属）</p> <p>第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第9章 公告の方法 （公告の方法）</p> <p>第41条 この法人の公告は、 ＜例1：官報に掲載する方法＞ ＜例2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法＞ ＜例3：電子公告＞</p>	<p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>（公益目的取得財産残額の算定）</p> <p>第34条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p> <p>第8章 定款の変更及び解散 （定款の変更）</p> <p>第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>（解散）</p> <p>第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>（公益認定の取消し等に伴う贈与）</p> <p>第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>（残余財産の帰属）</p> <p>第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第9章 公告の方法 （公告の方法）</p> <p>第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p>

社団法人兵庫県物産協会現行定款	「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル）	公益社団法人兵庫県物産協会定款（案）				
<p>附 則</p> <p>1 この法人の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 19 条第 2 項第 2 号及び第 30 条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。</p> <p>3 この法人の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 10 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>4 この定款の変更は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。</p>	<p><例 4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法>により行う。</p> <p><例 3 の場合></p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例 1：官報、例 2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇（、業務執行理事は〇〇〇〇）とする。</p> <p>3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>別表 基本財産（第 32 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1130 1045 1638 1159"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>場所・物量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術品</td> <td>絵画〇点 〇年〇月以前取得</td> </tr> </tbody> </table>	財産種別	場所・物量等	美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得	<p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の会長は河野忠博、副会長は藤井孝千代、下村俊子、小田俱義、専務理事は大西信行、常務理事は元治正明とする。</p> <p>3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>
財産種別	場所・物量等					
美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得					